

福祉保健課

福祉医療制度についてのお知らせ

■福祉医療制度 福祉医療制度は次の方が医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を町と県が助成する制度です。対象の方には「福祉医療費受給者証(マル福カード)」を交付していますので、健康保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

■種類と内容

区分	対象者	始期	所得制限
乳幼児(未就学児)	0歳から6歳まで	・出生の日	なし(所得審査はあり)
ひとり親家庭の児童	母子家庭または両親のいない児童(18歳まで) 父子家庭の児童	・ひとり親家庭となった日の属する月の初日	あり
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級から6級を持っている65歳以上の方(社保本人除く) 身体障害者手帳4級から6級を持っていて後期高齢者医療に加入している方	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日に属する月の初日 ・後期高齢者医療適用の日 ・身体障害者手帳交付の日に属する月の初日	あり
重度心身障がい(児)者	療育手帳(A)または身体障害者手帳1級から3級を持っていて後期高齢者医療に非加入の方 療育手帳(A)または身体障害者手帳1級から3級を持っていて後期高齢者医療に加入している方	・療育手帳または身体障害者手帳交付の日の属する月の初日 ・後期高齢者医療適用の日 ・療育手帳または身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	なし(社保本人はあり)

※所得制限のある区分は、毎年8月に前年の所得による審査を行い、受給の可否を決定しています。

■福祉医療費受給者証交付申請手続きに必要なもの

- ・受給者本人の健康保険証 ・印かん
- ・所得課税証明書(転入等の理由により所得審査が必要な場合)
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)

■福祉医療費の対象とならないもの

- ・入院したときの食事代、病衣代、文書料など医療保険の給付対象とならないもの
- ・ほかの公費負担医療が受けられる場合

■こんなときは福祉保健課に届出をしてください

- ・住所や氏名など、福祉医療費受給者証に記載されている内容が変わったとき
- ・加入している健康保険証が変わったとき
- ・障害程度の変更など、身体障害者手帳または療育手帳の内容が変わったとき

【届出に必要なもの】

- ・印かん ・健康保険証 ・福祉医療費受給者証
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)

問い合わせ ● 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187-84-4907(内線1508・1509・1510)

■福祉医療費受給者証を使用する際は

次の点にご注意ください
県外の医療機関で受診された場合
県外の医療機関では福祉医療制度は適用になりませんので、自己負担分をいったん支払っていただきます。

窓口で受給者証を提示しなかった場合

医療機関側で確認ができなかった場合は、自己負担分を支払っていただくことがあります。

自己負担分を支払った場合

申請により医療費の還付を受けることができます。

【還付手続きに必要なもの】

- ・医療機関が発行した領収書
- ・印かん
- ・福祉医療受給者証
- ・振込先口座通帳



福祉保健課

子ども手当の申請手続きはお済みですか？
9月30日を過ぎると満額の支給が受けられなくなります

6月から「子ども手当」の支給が始まっています。子ども手当制度は0歳から中学3年生までの子どもを養育している方に、子ども1人につき月額13,000円を支給する制度です。申請手続きがお済みでない方は**9月30日を過ぎると4月分に遡って支給が受けられなくなります**ので、お早めにご手続きをしてください。

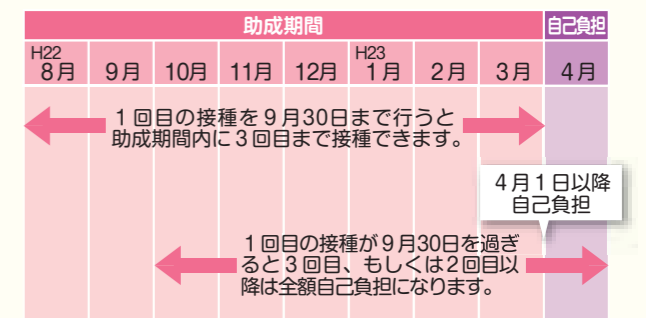
■手続きが必要な方
・中学2年～3年生の子どもを養育している方
・所得制限などにより平成22年3月まで児童手当の支給を受けていなかった方

※すでに手続きをされた方は6月分以降も継続して支給されますので、新たな手続きは不要です。

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907(内線1504)

子宮頸がん予防接種対象者の皆様へ
9月30日までの
ワクチン接種をお勧めします

8月から子宮頸がん予防接種の一部助成が始まっています。助成期間は平成22年8月1日から平成23年3月31日までです。ワクチンは半年間で3回の接種が必要です。1回目の接種が9月30日を過ぎると3回目は翌年4月1日以降になるため、接種料金は全額自己負担になります。早めの接種をお勧めします。



問い合わせ ● 町福祉保健課 健康対策班(町保健センター内) ☎0187-84-4900

10月から国民健康保険の被保険者証が変わります

被保険者証は国民健康保険に加入している方一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受ける際の受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は9月下旬に世帯主にまとめて送付します。不在または長期入院等の場合は福祉保健課医療保険班に9月10日金までご連絡ください。

【国民健康保険への届出は速やかに】

国民健康保険に「加入するとき」や「やめるとき」には届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

- ・被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで保険料をさかのぼって納めなければなりません。

■やめるときの届出が遅れると

職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国保の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。

【被保険者証の有効期限について】

被保険者証の有効期限は平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間ですが、下記に該当する方は有効期限が短くなります。

平成22年10月2日～平成23年9月30日までの間に75歳になる方

有効期限 ● 75歳の誕生日の前日まで
誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

退職者医療制度の対象者で平成22年10月2日～平成23年10月1日までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方

有効期限 ● 65歳の誕生日の属する月の末日まで
誕生日が月の初日の方は、その前月の末日が有効期限です。有効期限が切れる前に一般の被保険者証をお届けします。



問い合わせ ● 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187-84-4907(内線1508・1509・1510)